

(あて先)

() 児童館・学童保育所
指定管理者・管理者

申請者住所

申請者氏名

学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書

学童クラブ事業の利用に関し、以下のとおり減免を申請します。

本申請の情報について、業務委託元の京都市及び料金算定を行う関係団体等へ提供することに同意します。

利用児童	(ふりがな) 氏 名	学校名及び学年 ※利用する年度の4月1日時点	利用する児童館等
	(ふりがな)	小学校 年生	
	(ふりがな)	小学校 年生	
	(ふりがな)	小学校 年生	
申請する 減免区分 (該当するものにチェック ☑を記入してください。)	区分	条件	添付書類 (資料は写しで可)
	☐ 減免区分①	☐ 生活保護法による保護を受けている世帯	☐ 生活保護受給証明書
		☐ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	☐ 中国残留邦人支援給付受給証明書
		☐ 減免区分②(※1)に該当し、ひとり親家庭又は世帯内に障害のある方がいる世帯	☐ 課税証明書(全項目証明)※2 ☐ ひとり親家庭・障害のある方がいることがわかる書類※3
	☐ 減免区分②※1	☐ 市府民税非課税世帯	☐ 課税証明書(全項目証明)※2
		☐ 市府民税均等割のみ課税世帯	☐ 課税証明書(全項目証明)※2
	☐ 減免区分③	☐ 市府民税のみを課されている世帯(所得税非課税世帯)	☐ 課税証明書(全項目証明)※2 ☐ 源泉徴収票又は確定申告書の写し
	☐ 減免区分④	☐ 就学援助を受けている世帯	☐ 就学援助制度の認定通知
☐ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯		☐ 受給者証(福祉医療費受給者証(親))	
☐ 同時利用のきょうだい児に係る減免(きょうだいが別施設をご利用の場合)※4 *減免申請書や添付資料は、利用されるすべての施設へそれぞれ提出してください。			

きょうだいで利用する児童館等が異なる場合は、こちらにチェック

※1 減免区分②は、「税額控除」及び「定額減税」前の市府民税所得割額で判定を行います。そのため、課税証明書の「その他の事項」に「市府民税所得割額(定額減税前) 0円」と記載があり、さらに「税額控除額」の欄のうち、調整控除を除く各控除額が0円の場合のみ、減免区分②に該当します。

※2 課税証明書は、「合計所得金額」と「年税額」が記載された最新の年度の全項目証明を提出してください。
なお、前年に所得がない等で課税資料を提出されていない場合、年税額等の欄が空白となってしまうため、市税事務所市民税担当に市府民税の申告書を提出のうえ、課税証明書の請求をしてください。

※3 確認が必要な挙証資料(減免区分①関係)
(ひとり親家庭) 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証(「福祉医療費受給者証(親)」)
離婚調停中等で挙証資料の提出が困難な場合は、施設長へご相談ください。
(障害のある方がいる世帯) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金を受給していることが分かる書類、特別児童扶養手当受給通知

※4 京都市が委託する学童クラブ事業(児童館、学童保育所、放課後ほっと広場)を同時に利用するきょうだい児については、最年少児を1人目とし、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となります。同じ児童館等をきょうだいで同時利用する場合は「学童クラブ事業利用申請書」記載の内容を基に減免の判定をしますので、この申請書による同時利用のきょうだい児に係る減免の申請は不要です。

《家計急変に伴う減免》

失業等により収入が減少した場合にも減免を申請することができます。詳細は、児童館等へご相談ください。